

- 1 はじめに
- 2 完全な自由 vs. 不完全な自由
- 3 「意見の自由」と「意見を表明する自由」
- 4 「行動の自由 vs. 習慣の専制」と個性
- 5 個人の行為の自由に対する干渉と専制の正当化
- 6 「自由」の一般原理と政府干渉に対する3つの反対論
- 7 おわりに

### 要旨

J.S.ミルは、個性が存在するためには、そして人間が発展するためには、「自由」と「境遇の多様性」といった2つの条件が必要であると論じている。「自由」と「境遇の多様性」が結び付いて「個人の活力」と「豊かな多様性」が生まれ、「個人の活力」と「豊かな多様性」が合わさって「独創性」になり、独創性は伝統だけが信条・慣行の根拠になるのを防いでいる。ミルは、国民が個性を持たなくなれば国民の進歩は止まり、個性の陶冶のみが十分に発展した人間を生み出すことができると論じている。賢者が英知を獲得する唯一の方法は、自説への反論となりうるすべての議論を傾聴すること、批判が当たっている部分から多くの教訓を得ること、誤っている部分については、どこが誤っているかを、自分に向かって、またときには他人に向かって説明することを習慣とすることである。

#### 1 はじめに

我々は、成長の過程で、さまざまな権力・権威（父母、教師、政府、伝統、慣習、宗教、社会集団など）と出会っている。道徳的に正しいか否かは「権力・権威」によって決められるように見えるかもしれないが、問題は、第1に我々がいくつかの権威に直面するとき、どの権威を倫理（道徳）の根拠にすればよいのであろうか、第2にいくつかの権威から1つの権威を選ぶとすれば、権威から独立した何かに依拠しなければならないのであろうかである。

「権利」には、生まれながらにして自然に備わったものと経済的・社会的・政治的な所産の2つがあり、アメリカ独立宣言（1776年）には、トマス・ジェファースンの有名な言葉「われわれは、以下の真理を自明のことと考える。すなわち、すべての人は、生まれながらにして平等であること。すべての人は、神により、何人にも譲り渡すことのできない権利を与えられていること。その権利には、生命、自由、そして幸福の追求が含まれること。」があり、「自由」が自然権であるとすれば、「自由」の尊重を怠る政府に対しては、人民は抵抗を許され、革命さえ正当化される。

J.S.ミル『自由論』の主題は「意志の自由 vs. 宿命」の自由ではなく、「市民生活にお

ける自由」「社会の中での自由」である。あるいは、社会が個人に対して正当に行使してよい権力の性質と限界である。「自由」は倫理的問題の1つであるが、ミルは、あらゆる倫理的問題に関する究極の判断基準は「効用」であるという功利主義（帰結主義の倫理）の立場から、個人の独立と社会による統制の間の限界線、つまり個人の独立に対して集団の意見が干渉しても正当といえる範囲を論じている。

ミルは「自由 vs. 権力・権威」の闘争の歴史を以下のようにまとめている。

「自由 vs. 権威」に関する、過去における第1の闘争は「被支配者 vs. 政府（政治的支配者）」であり、「自由」は政府（政治的支配者）の専制からの保護を意味していた。支配者の権威は被治者の意向によるものではなく、相続や征服に由来するものであった。被支配者は支配者が行使しようとする権力に制限を加えようとし、「自由」は権力の制限を意味していた。権力の制限は、1つは特定の事柄には介入しないという公認を支配者から獲得すること（「政治的な特権」「政治的権利」）であり、もう1つは立憲的な制約（社会の同意が統治権力行為の必須の条件）を打ち立てることであった。

過去における第2の闘争は「被支配者による定期的な選挙による支配権力の成立（支配者と国民の一体化）」である。国民は、政府の種々の統治担当者を自らの請負人・代理人とし、自らの意向次第で解任できるようにした方がよいと考えた。被支配者によって選挙で選ばれる期間限定の支配者は支配者権力の制限に取って代わるものになった。支配者の権利は集中化され行使しやすい形の国民自身の権力になった。（注1）

過去における第3の闘争は「権力を行使する人民 vs. 権力を行使される人民：多数者の専制」である。選挙で選ばれ国民に責任を負う統治といっても、権力を行使する人民と権力を行使される人民はいつでも同じであるとは限らない。最大多数を占めているか、最も活発である部分（最強集団）の意思が人民の意思とみなされるようになると、権力を行使する人民（多数者）が、政府権力は自分たちの権力であり、政府見解は自分たちの見解であるという感じ方を身につけるようになり、権力を行使される人民の「自由」は政府から侵害を受けるようになる。個人（権力を行使される人民）に向けられる政府権力を制限することは重要である。（注2）

過去における第4の闘争は「社会的専制 vs. 統治者による専制」である。多数者の専制（統治者による専制）は主として公的機関の行為を通じて作用するものであるが、社会全体がまとまって専制的支配者となる場合には、専制の手段は公務担当者による行為に限定されない。社会的専制（社会の流儀）は生活の隅々にはるかに深く入り込んで魂それ自体を奴隷化する。

A.スミス『道徳情操論』は一方で仁恵はつねに自由である、つまり仁恵の責務を果たすのも果たさないのも自由であり、権力によって強制されない、他方で正義の遵守は我々の意のままに自由に任されてはおらず、権力によって無理に強制されると論じている。

## 2 完全な自由 vs. 不完全な自由

ミル[1869]は「自由の名に値する唯一の自由とは、他人の幸福を奪ったり幸福を得ようとする他人の努力を妨害したりしない限り、自分自身のやり方で自分自身の幸福を追求する自由である。」（訳書 p.34）と述べ、自由の前提は「他人に危害を及ぼさないこと」であることを繰り返し強調している。（注3）

ミルによれば、「人間の自由」は「良心の自由（思想・感情の自由、出版の自由）」「自ら行いたいことをする自由」「個人同士が結び付く自由」の3つから構成されている。ミルはこれらの3つが絶対的に無条件で存在している社会は「完全な自由」であり、そうでない社会は「不完全な自由」であると整理している。

#### (1)良心の自由（思想・感情の自由、出版の自由）

「良心の自由」は意識という内面の世界であり、あらゆる問題に対して意見や感情を抱いてよいとする自由である。また、出版する自由である。実際的な問題は人々の精神が強化され拡大された場合に限って、自ずと解決される。最高レベルの問題は人々の精神を強化・拡大し、自由で大胆に思考しなければ解決されない。しかし、異端者以外の人々は、異端とされることへの恐れから、大胆で積極的で独立心のある思考を行おうとしない。ミルは、「思考の自由」は偉大な思想家を作り出すためだけではなく、平均的な人間の知性を可能な限り向上させるために必要であると論じ、「宗教改革直後のヨーロッパの状況」「18世紀後半の思想運動（フランスの啓蒙主義など）」「ゲーテとフィヒテの時代におけるドイツの知的な隆盛」の3つの時代における「思考の自由」（前向きの知性）がミルの時代のヨーロッパを形作っていると指摘している。

#### (2)自ら行いたいことをする自由

社会は行為の一般的なルールを定めることに積極的で、1つの承認済みの基準（「何事も強く願望しないこと」）にすべての人を順応させようとしている。本人のすることが他人から見て、愚行であるとか、常軌を逸しているとか、不適切であるとか考えられたとしても、他人に危害を及ぼさない限り、自ら行いたいことをする自由は他人から妨害されない。（注4）

#### (3)個人同士が結び付く自由

「個人同士が結び付く自由」は、他人に危害を与えるのでなければ、どんな目的のためであれ結合することができる自由である。ただし、結合する当事者たちは成年に達していて、強制されたり騙されたりしていないことが前提である。

### 3 「意見の自由」と「意見を表明する自由」

ミル[1869]は、人類の精神的幸福にとって「意見の自由」と「意見を表明する自由」は以下の4つの根拠から必要であり、「可能な限りで最も真理に近い意見を持つこと」「慎重を期して意見を持つこと」「正しいという十分な確信がなければ他人に自分の意見を押しつけないこと」は政府・個人の義務であると論じている。（注5）

(1)ある意見が沈黙を強いられているとしても、その意見はもしかすると真理であるかもしれない。

ミルは、「真理の部分どうしが激しく衝突することが、恐るべき害悪なのではない。恐るべき害悪は、真理の半分がひっそりと抑圧されることである。人々が双方の意見に耳を傾けざるをえないときには、いつでも望みがある。」（訳書 p.118）と述べている。

（注6）つまり、人間の知性はいつでも一面的であるのが通例であり、異なった意見が存在することは知性の発展段階にとって有益である。意見の多様性を通じてのみ、真理

を公平に扱うことができる。

(2)沈黙させられている意見は誤っているとしても、真理の一部を含んでいるかもしれない。真理の残りの部分を補う可能性を与えるのは、対立する意見の衝突だけである。

ミルによれば、誤った意見であってもきちんと研究し準備した上で自分自身で考えた人は、正しい意見であっても自分自身で考えようとせず、ただ信奉しているだけの人より、真理に対する寄与は大きい。ミルは「正統派の結論にたどり着かないあらゆる探求を禁止することで最悪の劣化がもたらされるのは、異端者の知性ではない。最も損ねられるのは、異端者以外の人々である。」(訳書 pp.77-78)と述べている。つまり、異端者以外の人々は、異端とされることへの恐れから、精神の発展が締め付けられ、理性がおじけづいてしまう。知的静穏、つまり知的世界に平和を保ち、すべてを従来通りのままにしておくことは、人間精神の道徳的勇気をすべて犠牲にし、論理的で首尾一貫した知性の輩出を不可能にする。

(3)意見が真理であったとしても、論争が許されていなければ、その意見を受け容れている人々は、意見の合理的な根拠を理解することなく、偏見の形で信奉することになる。

ミルによれば、人々は誤謬に熱中することはあっても、真理にはさほど熱中しない。真理は十分に、頻繁に、また忌憚なく議論されていれば「生き生きとした真理」になり、そうでなければ「死んだドグマ」(「たんなる迷信」)になる。真理の本当の強みは、ある意見が真理である場合は、一度や二度根絶されても、あるいは何度となく根絶されても、時間が経過していく中で、その真理を再発見する人が出てくることであり、抑圧の企てすべてに耐え抜いていけるところまで前進する時期が到来することである。

意見の相違がありうるテーマでは、真理かどうかは異なる理由の間での優劣で決まる。意見を真理であると想定する正当化条件は、その意見に向かって論駁し反証する完全な自由を認めることである。理解力を育成するためには、自分自身の意見の根拠を学ぶことが不可欠である。ミルは、古代の最高の弁論家であるキケロがいつも論敵の主張を自分自身の主張と同じぐらいに熱心に研究したことを取り上げ、相手の理由がなぜ真理でありえないのかを示さなければ、さらにどうすれば示されるのかが分かるまでは、自分の意見の根拠を理解したことにはならないと論じている。

(4)論争が許されていなければ、意見の意味が失われたり弱まったりして、行為に対する生き生きとした影響力を失う。

ミルは「自分自身の経験を通してつくづく実感するまでは、意味の全体までは理解できない真理は数多くある。とはいえ、そうした意味を理解している人々による賛否の議論を聞くことに馴染んでいたら、その意味についてはるかに多くのことが理解できたろうし、理解できたことが心の中ではるかに深く印象づけられただろう。もはや疑わしいと思われなくなっている物事については考えなくなってしまうという、人間の致命的な傾向は、人間が犯す誤謬のうちの半分を生じさせている原因である。」(訳書 pp.98-99)と述べ、論敵に対して真理を説明・擁護することは「真理の意味」を生き生きと理解するために非常に重要であると論じている。つまり、討論が行われていないときに頻

繁に起こるのは、「意見の根拠」ばかりでなく「意見の意味」も忘れ去られてしまうことである。

ミルは論争を許さない状態を「無謬性」と呼び、ローマ皇帝マルクス・アウレリウスによるキリスト教迫害の裁可を例証として取り上げ、「私が無謬性の想定と呼んでいるのは、1つの主張（どんなものであれ）を確実だと感じる、ということではない。無謬性の想定とは、反対の立場から言えることに他の人々が耳を傾けるのを許さないまま、その人々に代わって問題の決定を引き受けることなのである。」（訳書 p.57）と述べている。

ミルは「人間は、討論と経験によって、自分の誤りを正すことができる。（中略）誤った意見や実践は、事実や議論に少しずつ屈していくものである。」（訳書 p.49）と述べている。（注7）人間の判断の強みは自説が間違っているときは訂正できることであり、判断の訂正を行うには訂正手段をいつも手元に置いておかねばならない。信頼に値する判断を行うためには、「自らの知性が自分の意見や行為に対する批判に開かれている」といった訂正手段がなければならない。賢者が英知を獲得する唯一の方法は、自説への反論となりうるすべての議論を傾聴すること、批判が当たっている部分から多くの教訓を得ること、誤っている部分については、どこが誤っているかを、自分に向かって、またときには他人に向かって説明することを習慣とすることである。賢者は、自分に向けられる反論は全部知っていて、反論している全員に対抗して立論を行っている。

ミルは、国民自身にも政府にも、意見表明を抑圧する権利はないと論じている。ミルは、意見表明を沈黙させることは、第1に人類全体にとって失うものがある、第2に現在世代の人々ばかりでなく、将来世代の人々にとっても失うものがある、第3にその意見に賛成する人々にも、その意見に反対する人々にも失うものがあるので、知的本性にも、さらに知的本性を介した道徳的本性にも有害な結果をもたらすと論述している。

（注8）

#### 4 「行動の自由 vs. 習慣の専制」と個性

ミルは、他人にかかわる事柄で他人を妨げているわけではなく、自分自身にかかわる事柄で自身の判断に即して行為しているだけであれば、「意見の自由」と同じ理由によって、自分自身で負担を受け容れつつ、誰からも妨害されずに自分の意見を行動に移すことが許されると論じている。（注9）また、正当化できる理由がないのに、他人に危害を加える行為は嫌悪の感情によって抑制されてよいと論じている。（注10）

個人と集団（社会）の関係については、「初めに個人が存在して、それから社会が生まれた」「個人は社会的文脈からしか登場しない。社会の中で個人になっていく。」

（コミュニタリアニズム）「全体は部分の総和以上のものであり、ときには全体のほうが重要である。」（集団主義・全体論）の3つがある。（注11）

ミルによれば、賢明な物事や高貴な物事はすべて個人から始まり、他人に影響を及ぼすような事柄でなければ、個性の自己主張は望ましい、つまり個人の自発性は固有の価値を有し、幸福の主要な要素の1つである。ミルは、個性が存在するためには、そして人間が発展するためには、「自由」と「境遇の多様性」といった2つの条件が必要であると論じている。（注12）「自由」と「境遇の多様性」が結び付いて「個人の活力」と

「豊かな多様性」が生まれ、「個人の活力」と「豊かな多様性」が合わさって「独創性」になり、独創性は伝統だけが信条・慣行の根拠になるのを防いでいる。（注13）ミルは、国民が個性を持たなくなれば国民の進歩は止まり、個性の陶冶のみが十分に発展した人間を生み出すことができると論じている。

ミルによれば、専制は個性を打ち砕いてしまう。「習慣の専制」は人間の発展をつねに妨害し、習慣以上のすぐれた何かを目指す志向（自由の精神、進歩の精神、改善の精神）に絶えず敵対している。（注14）ミルは、「今の時代は、順応していないという例を示すだけでも、つまり、慣習に屈服するのを拒むだけでも、1つの貢献となる。奇矯であることを世論の専制が非難するようになってきているからこそ、この専制を打ち破るために人々は奇矯である方がよいのである。」（訳書 pp.150-151）と述べている。つまり、各人の本領を発揮するためには、それぞれに異なっている人々がそれぞれに異なった生き方を許されることが必要不可欠であると論じている。

「世論」という名称で通用している意見の持ち主は、必ずしもつねに、同じ種類の公衆ではない。世論は個性が際立って示されることに対して不寛容である。

## 5 個人の行為の自由に対する干渉と専制の正当化

ミルによれば、個人の行為のルールは主として「社会の好き嫌い」「社会内の有力層の好き嫌い」によって決定され、法律・世論によって強制されている。ミルは「支配者であれ同じ市民の立場にある人々であれ、自分たちの意見や好みを行為のルールとして他人に押しつけようとする人間の傾向は、人間本性に付随するいくつかの最善の感情と最悪の感情によって非常に強力に支えられている。」（訳書 p.36）と述べている。つまり、「社会の好き嫌い」「社会内の有力層の好き嫌い」への個人の隷従は本質的に自己中心的であるが、偽善ではない。

ミルによれば、本人だけにかかわる領域では、個人は主権者であり、個人の行為の自由は絶対的である。成人としての能力を備えた個人が社会に従わなければならない唯一の行為領域は、他の人々にかかわる行為の領域である。ミルは、社会が、法的刑罰という形であれ、あるいは世論という形であれ、個人の行為の自由に対して干渉する場合、その唯一正当な目的は自己防衛であると論じ、「文明社会のどの成員に対してであれ、本人の意向に反して権力を行使しても正当でありうるのは、他の人々への危害を防止するという目的の場合だけである。」（訳書 p.27）と述べている。（注15）

## 6 「自由」の一般原理と政府干渉に対する3つの反対論

人間生活のどこまでが個人に帰属すべきで、どこまでが社会に帰属すべきかについて、ミルは、生活の中で、個人の利害に関係する部分は個人に帰属し、社会の利害に関係する部分は社会に帰属すればよいと論じている。ミルは、「自由」の一般原理として、以下の2つを挙げている。

### (1)第1の原理：個人の行為

個人の行為が本人以外の誰の利益にもかかわらない限り、その個人は自分の行為について社会に対して責任を負わされない。行為者に対して社会が嫌悪・非難を表明するために使用しても正当である手段は、第1に行為者に対して忠告・注意・説得をすること、

第2に行為者を避けることである。(注16)

## (2)第2の原理：他人の利益を侵害する行為

各個人は社会の中で生活しているので、各人の行為は他の人々に対し、第1に、法的権利とみなされるべき一定の利益を侵害してはならない、第2に、危害・妨害から社会および社会の構成員を守るために必要な労苦・犠牲を分担しなければならない。社会は各人が行為におけるこれら2つの義務を守るように強制してよい。個人は他人の利益を侵害する行為について責任を負うべきであり、社会を守るために、個人に対して社会的処罰・法的処罰を行ってよい。他人につらい想いをさせたり、他人の幸福に対して当然すべき配慮を欠く行為をする人に対しては世論による処罰は正当である。(注17)

ミルによれば、政府の干渉が自由の侵害をもたらさない場合であったとしても、以下の3つの理由で、政府の干渉は反対される。

(1)政府の取り組みよりも個人の取り組みの方がうまくいく可能性が高い。

(2)個人に対して、その活動的な諸能力を強化し、判断力を発揮させ、処理が委ねられている問題について詳しい知識を与える方策になる。これは個人の公共的な資質向上の問題である。

(3)必要のない権力を政府権力に追加するのは大きな害悪である。(注18)

ミルは政府干渉への反対例として教育を取り上げている。ミルは、教育は多様性が重要であり、国家が国民全般を対象にした教育を行うことは、人々をたがいにそっくり似ているものへと仕立て上げる手段にしかないと論じ、「すべての子どもに良質な教育を求める決意を固める気が政府にあれば、政府自らがわざわざ教育を提供しなくてよい。政府は、両親が自分たちでよいと思う場所と方法で教育をするように任せ、貧困層の子どもたちの学費の支払いを援助し、子どもたちのために他に誰も費用負担する人がいない場合には、学費全額を肩代わりするだけでよい。」(訳書 pp.232-233)と述べている。(注19)

## 7 おわりに

J.S.『自由論』は個人の自発性は固有の価値を有し、個性が存在するためには、そして人間が発展するためには、「自由」と「境遇の多様性」といった2つの条件が必要であると論じている。同書の要旨は「人類は無謬ではないこと、大半の真理は半真理でしかないこと、意見の一致は、対立する意見をこの上なく十分にかつ自由に比較した上での一致でない限り望ましくなく、真理のあらゆる側面を認識するという点で、人類が現在よりもはるかに大きな能力を持つようになるまでは、多様性は害悪ではなくむしろ善である」(訳書 p.127)である、つまり『自由論』の要点は第1に大半の真理は半真理でしかないこと、第2に意見の安易な一致はいわゆる「悪魔の代弁者」によって阻止されるべきであり、対立する意見をこの上なく十分にかつ自由に比較検討することであり、「自由」と「多様性」の2つが最重要概念である。(注20)

### (1)自由と競争

「自由」と「競争」が結合すると「自由競争」になり、自由競争は勝ち組と負け組を

生む。ミルは負け組に対して、「社会は失望させられた競争相手たちがこの種の苦痛を免れる法的権利も道徳的権利も認めていない」（訳書 p.209）と述べている。しかし、現在では、負け組には苦痛を免れるためのセーフティーネットと呼ばれるものが用意されている。ただし、競争の中で、社会全般の利益から見て許されない手段（虚言、背信、暴力など）が用いられるときには、社会は競争に干渉しなければならない。

## （2）自由と協調：国の形

ミルは、国の形として、効率性と両立する最大限の権力分散を挙げ、そのうえで「公共的ないし準公共的な動機で行為し、人々をたがいに孤立させるのではなく団結させる目的で行動する習慣」（訳書 p.241）がなければ、自由な国制は機能することも存続することはできないと論じている。そして、人々を孤立させずに協調させるための国の役割は最大限可能な情報の集中と中心部からの情報の拡散、つまり国が数多くの試行によってもたらされる経験の集積センターとなり、そうした経験を積極的に伝え広めることであると論じている。

## （3）国の運営：官僚集団

ミルは、「国家の価値」は国家を構成している個人の価値であり、第1に行政の手際よさをわずかばかり高めるために、個人の精神的な拡大・向上という利益を後回しにしてはならない、第2に有益な目的の場合であっても、個人を国家にとって従順な道具にしてはならないと論じ、「国家がすべて（個人の精神的な拡大・向上－引用者注）を犠牲にして求める機構の完全さなどというものは、機構をもっと円滑に動かそうとして国家が取り去ってしまった活力の欠如のために、結局のところは、何の役にも立たないのである。」（訳書 p.252）と述べている。ミルは国の運営を担っている官僚集団自体の能力を高水準に保ち続けることのできる唯一の刺激策は、官僚集団の外部にあって同等の能力を備えている人々による注意深い批判を受けるようにしておくことであると提言している。

## 脚注

（注1）政府の権威は支配される者（「人民」）の同意に根拠づけられる。自由民主主義は国民が自己管理能力を有するという前提に立ち、政府の権威は被統治者の同意に根拠づけられている。

（注2）ミル[1867]は選挙について、「自分がまったく関与しなければ、また何の意見ももたなければ害になるはずがないという錯覚で自己の良心をなだめることはやめましょう。悪人が自分の目的を遂げるのに、善人が袖手傍観していてくれるほど都合なことはないのです。自分の代理人によって、しかも自分が提供した手段が用いられて悪事が行われているにもかかわらず、そんなことに心を煩わしたくないという理由で、何の抗議もせず、黙認するような人間は善人ではありません。」（訳書 p.102）と述べ、選挙の際の投票棄権の問題点を的確に指摘している。

（注3）他人への危害は、行為によってばかりでなく、行為しないことでも引き起こさ



れる。作為・不作為のいずれの場合でも、他人へ危害を与えた人は責任をとらされるのは正当なことである。

(注4) ミルは「他人がその人のためになると思っていることをその人に強制するのを許す場合、その弊害は、忠告や警告に背いてその人が犯しうる誤りのどれと比べても、はるかに深刻である。」(訳書 p.171)と述べている。しかし、パターンリズムは、国家は、国民のためを思って、国民生活に干渉する道徳的責任があると主張している。

(注5) 「出版の自由」は過去においては腐敗した統治や専制的な統治を防ぐ方策の1つであった。

(注6) 不寛容は、どんな意見も根絶やしにしないものの、人々が意見を表に出さないように仕向けたり、意見を求める積極的努力を控えさせたりしてしまう。

(注7) ミルは「事実や議論は、知性にながしかの効果をもたらすためには、知性に訴えてくるようにする必要がある。事実といっても、その意味を明らかにしてくれる注釈なしで理解できるような事実は、ほとんどない。」(訳書 pp.49-50)と述べている。つまり、事実を知性に訴えるためには、事実の解説が必要である。

(注8) ミルは、秩序・安定の党と進歩・革新の党はいずれも政治生活の健全な状態にとって必要不可欠であると論じ、その理由として「これらの思考様式のそれぞれに効用があるのは、競争相手の思考様式に欠陥があるためである。」(訳書 p.108)と述べている。これに関連して、東島[2021]はとりわけコロナ禍の「自由 vs. 安全」について、「自由と安全を両立させるためには、権威主義の誘惑に抗し、民主主義の価値を信じてその刷新を進めることが肝要だ。」と述べている。

(注9) Baggini and Fosl[2007]は積極的権利(請求権)と消極的権利を区別し、外部からの干渉を受けずに行為し、考え、発言する権利、つまり「何かをする自由」と「その過程で外から干渉されない自由」を「消極的権利(不干渉の権利)」と呼んでいる。

(注10) ミルによれば、本人に対して危険だと警告はすべきであるが、被害に遭わないように力づくで本人を制止すべきではない。行うことが許されている行為であれば何であれ、それを行うよう助言することは許されるべきである。

(注11) 集団主義・全体論においては、個人は社会の中で組織化され、個々人の意思は「一般意思」を生み出し、「一般意思」こそが人民の意思を表しているとされる。

(注12) 2021年6月30日からパリで開かれた「平等を目指す全ての世代フォーラム」開会宣言で、ハリス米国副大統領は「民主主義は、全市民が参加するときに最もうまく機能し、取り残される人がいれば綻びをみせる」と述べたとされている(奥山[2021])。男女均衡参加は「平等」の視点から議論されることが多いが、本稿は男女均衡を多様性の視点からとらえている。つまり、本稿の立場は、男・女の性差(差異派フェミニズム vs. 男女同権主義フェミニズム)を問題視とするのではなく、男性・女性といった多様性こそが重要であるというものである。

(注13) ミルによれば、天才は他の人々よりも個性的であり、天才を存在させるためには、天才が育つ土壌「自由な空気」を保つ必要がある。ミルは、天才的な強者が力づくで世の中の支配権を奪い取ることは否定的であるが、とはいえ「平均的でしかない人々からなる大衆の意見が、至るところで支配的な力になっている、あるいはなりつつあるときに、そうした傾向と張り合ってそれを是正するのは、卓抜した思想を足場として

いる人々の際立った個性だろう。」（訳書 p.150）と述べている。

（注14）ミルによれば、改善の精神は、乗り気でない人に改善を強要しようとするのもあるので、必ずしもつねに自由の精神であるわけではない。ミルは、自由の精神は改善の敵と同盟することもあるが、「改善を着実にもたらす唯一のものは自由である。なぜなら、自由によって、改善の拠点は、個人と同じ数にまで増やすことができるからである。」（訳書 pp.158-159）と述べている。

（注15）ミルは、社会的汚名（世論）の効果は法的刑罰（法律）の打撃よりも大きいと論じている。

（注16）予防措置によって犯罪にあらかじめ対処する権限は、社会に備わっている。しかし、ミルは、予防は処罰に比べて、濫用され自由の侵害となる可能性はるかに高く、本人に対して危険だと警告はすべきであるが、被害に遭わないように力づくで本人を制止すべきではないと論じている。

（注17）ミルは、「国家は、特に本人自身にかかわる物事においてはその人の自由を尊重する一方で、その人が他人に対して権力行使することを許容している場合でも、その権力行使について警戒を怠ることなく監督し続ける義務がある。」（訳書 p.230）と述べている。

（注18）抑圧は、抑圧される側によって内面化され、何の反省もなしに受け入れられると、いよいよ強固になる。政府は、個人の努力・向上を妨害するのではなく、個人に援助・刺激を与えなければならない。

（注19）ミルは、国家が学校を設置して統制してよいのは、多くの競い合う試みの1つとして、他の教育機関を一定のすぐれた水準へと引き上げるための見本や刺激になるという目的の場合だけであると論じている。そして、社会が全般的にかなり後進的状态にあって、政府が着手しなければ、社会として何らかの適切な教育機関を設置できない場合には、政府自らが教育機関の運営に直接関与せざるをえないが、「国民に教育を与えないこと」と「政府が教育に直接関与すること」はともに害悪であると論じている。

（注20）現在の政治経済状況下、米国は中国の人権侵害を問題にしているが、ミルは、当の社会と遠く離れたところにおいてその一員でも関係者でもない人々から見て言語同断なのであれば、まったくの部外者であっても、その社会に踏み込んでいって、そういう事態を終わらせるよう要求すべきであるといった主張には反対している。ミルは「このように言う人々は、何かしたければ、反対論を説教する宣教師を派遣すればよい。」

（訳書 p.206）と述べている。

#### 参考文献

Baggini, J. and P.S. Fosl, The Ethics Toolkit : A Compendium of Ethical Concepts and Methods, Blackwell Publishing Ltd, 2007（長滝祥司・廣瀬覚『倫理学の道具箱』共立出版、2012年1月）。

Mill, J.S., Inaugural Address delivered to the University of St. Andrews, Feb. 1st 1867, London Longman, Green, Reader and Dyer, 1867（竹内一誠訳『大学教育について』（岩波文庫）岩波書店、2011年7月）。

Mill,J.S., On Liberty, 4th ed. London:Longmans,Green,Reader and Dyer,1869 (関口正司訳『自由論』(岩波文庫)岩波書店、2020年3月)。

成田悠輔「優位性後退、崩壊の瀬戸際に(民主主義の未来[上])」『日本経済新聞』(「経済教室」)2021年8月18日。

東島雅昌「『権威主義の優位』前提疑え(民主主義の未来[中])」『日本経済新聞』(「経済教室」)2021年8月19日。

奥山陽子「男女均衡参加、再生への鍵(民主主義の未来[下])」『日本経済新聞』(「経済教室」)2021年8月20日。